

(別添3)

### 審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部 河川課 計画担当
内線番号	5291

No.	項目	内容
①	処分名	工作物の新築、改築又は除却の許可(流水の占用を伴うもの、国との協議が必要なもの及び2以上の土木事務所等に係るものに限る。)
②	法令名	河川法
③	法令番号	昭和39年法律第167号
④	根拠条項	第26条第1項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p style="text-align: center;"><b>第二十六条</b></p> <p>河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。</p>
⑦	審査基準	NO.7審査基準のとおり ・河川管理施設等構造令施行規則(昭和51年建設省令第13号) ・河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号) ・河川敷地占用許可準則(平成17年3月28日国土交通事務次官通達) ・工作物設置許可基準(平成14年7月12日河川局治水課長通達) ・「河川工作物設置許可基準(案)京都府」(平成3年4月版) ・「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」 (平成6年9月30日付け河政発第52号建設省河川局長通知)
⑧	経由機関名	各土木事務所又は大野ダム総合管理事務所
⑨	協議機関名	関係市町村等
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請のあった日から90日以内
	経由機関	30日以内
	協議機関	30日以内
	当該処分期間	30日以内
⑫	問合せ	建設交通部河川課、各土木事務所施設保全室、大野ダム総合管理事務所管理課
⑬	備考	

(別添3)

### 審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部 河川課 計画担当
内線番号	5291

No.	項目	内容
①	処分名	工作物の新築、改築又は除却の許可(流水の占用を伴うもの、国との協議が必要なもの及び2以上の土木事務所等に係るものを除く。)
②	法令名	河川法
③	法令番号	昭和39年法律第167号
④	根拠条項	第26条第1項
⑤	処分権者	各土木事務所長又は大野ダム総合管理事務所長
⑥	法令の定め	<p style="text-align: center;"><b>第二十六条</b></p> <p>河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。</p>
⑦	審査基準	NO.7審査基準のとおり ・河川管理施設等構造令施行規則(昭和51年建設省令第13号) ・河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号) ・河川敷地占用許可準則(平成17年3月28日国土交通事務次官通達) ・工作物設置許可基準(平成14年7月12日河川局治水課長通達) ・「河川工作物設置許可基準(案)京都府」(平成3年4月版) ・「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」 (平成6年9月30日付け河政発第52号建設省河川局長通知)
⑧	経由機関名	なし
⑨	協議機関名	なし
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請のあった日から30日以内
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分期間	30日以内
⑫	問合せ	各土木事務所施設保全室、大野ダム総合管理事務所管理課
⑬	備考	